

豊情個審答申第70号
令和6年(2024年)5月24日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩野 隆史

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報不開示決定の取消請求に係る取扱いについて（答申）

令和5年（2023年）2月15日付け諮問第59号により諮問を受けた豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報不開示決定の取消請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

※なお、上記の豊中市個人情報保護条例とは、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第44号）附則第2項の規定による廃止前の条例をさします。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、係長級昇格試験に係る自己情報不開示決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和4年12月1日、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第44号）附則第2項の規定による廃止前の豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し「豊中市が実施した係長級昇格試験にかかる自己情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和5年1月5日、本件開示請求に係る自己情報を「令和元年度係長級昇格試験結果、令和2年度係長級昇格試験結果、令和3年度係長級昇格試験結果」（以下「本件自己情報」という。）と特定し、「当該文書は、各年度の係長級昇格試験の全受験者の氏名、所属、職名、各試験科目（小論文、面接、人事評価）の点数、総合評価点、合否等を、表形式で総合評価点の得点順に並べて記載したものです。当該文書に記載された、開示請求者以外の職員に係る情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、開示できません。また、当該文書は、請求人に関する情報も含め、人事管理に係る事務に関する情報であって、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあるため、開示できません。」との理由を付して自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年1月14日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、本件審査請求について、同年2月15日、条例第52条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び反論書の記載内容をまとめると次のとおりである。

豊中市長は、処分理由の中であいまいな処分理由、合理性のない処分理由、事実に基づかない理由しか明示していない。当該処分決定は豊中市個人情報保護条例違反、豊中市行政手続条例、行政手続法違反であり、無効であり、取り消されるべきである。

特に、以下の理由からである。

- 1 「請求人に関する情報のみを開示した場合」、「請求人以外の受験生に関する情報を開示した場合」、「それらを合わせて開示した場合」の「おそれ」は当然異なる。それを区別せず、一律に「公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ」があるとするのは、著しく合理性を欠く。また、「公正かつ円滑な人事の確保」とはどのようなことか。「著しく支障」とはどの程度の蓋然性なのか。「おそれ」とはどの程度の蓋然性なのか。
- 2 本件自己情報が「個人の人格と密接に関わる情報」であるならば、その人格権者に対しては開示すべきである。また、「今後受験予定者の多くが受験を回避する」とあるが、これは思い込み、決めつけであり、「多く」というのはどの程度の割合を言うのか、その算式とあわせて明らかにされたい。
- 3 受験者の順位を公開すると第五 実施機関の主張の要旨の2の事務執行上の支障があると主張しているが、処分庁の思い込み、決めつけである。処分庁においては、事実に基づいて主張されたい。また、不合格者である請求人の順位を明らかにすることは、なんら支障はないはずであるが、処分庁はそうしていない。処分庁の主張は合理性がない。
- 4 合格基準点（合格最低点）について、処分庁は思い込みや決めつけではなく、具体的根拠とどのような著しい支障が生じるのか明らかにされたい。試験についての疑念や不信をもたれるとするならば、合格者発表を、職員採用試験の合格発表のように、公開していないためである。

毎年度の受験生は変わるのであり、試験問題も当然かわるのであって、平均点、合格点に変化するのとは当たり前である。どのような混乱が生じるのか意味不明である。
- 5 各試験科目の得点について、1000字程度の小論文、20分程度の面接よりも、1年間のその受験者の不断の勤務状況、勤務成果の指標である人事評価点数が、加重積算されるのは当然である。その評価点は受験生に告知されていて職場に混乱は生じていない。

人事評価よりも、面接や小論文の配点を大きくすることのほうが、受験者の信用を失う。試験科目、評価項目には偏りがあって当然である。
- 6 ○○○○○○○○○○に基づく○○○○○として、面接官の人数、肩書、職員名の告知を要求したが拒否された。他の受験生に対しても同様にすべきである。
- 7 豊中市職員採用試験でも順位と総合点と合格最低点は不合格受験生に告知している。

地方公務員法では採用試験と昇格試験の手続きは同じ条文で規定されていることから、処分庁は、請求人に係長級昇格試験の順位と総合点、合格最低点はすくなくとも告知、公開すべきである。

- 8 係長級職員のポスト数はなく、事前に合格者予定数の発表もなく不公正な試験である。また、係長級昇格試験の受験生一覧表もない。

存在するのであれば、請求人以外の受験者の氏名、所属、職名を伏字にすることで、特定の個人を特定できない形式で公開することは可能であるが、それをまったく検討せず、一律、全部不開示としたことは著しく合理性を欠く。

第五 実施機関の主張の要旨

弁明書及び再弁明書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

「請求人以外の受験者の情報を開示する場合」、「請求人以外の受験者の氏名等個人が特定できる情報を除き、各受験者の得点のみ開示する場合」、「請求人以外の受験者の得点を請求人の得点のみ開示する場合」のいずれの場合においても、開示することにより支障を生ずる具体的なおそれがあるため、本件処分の理由は正当である。具体的には以下のとおりである。

- 1 受験者の成績情報や、試験の受験対象者のうち誰が受験しているかという情報は、請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第20条第2号に掲げる不開示情報に該当することは明らかである。係長級昇格試験は、対象者のうち受験を希望する者が受験するものであり、合格者の氏名は次年度の昇格者として公表されるが、不合格者の氏名については公表されない。このような性質を踏まえると、試験結果の情報が公にされ、特定の受験者の成績や誰が受験しているかという情報が識別されるといった状況になれば、受験者の信頼を損なう他、今後受験予定者の多くが受験を回避する可能性があり、人事を円滑に進める上での著しい支障となり得ることが明らかである。
- 2 合格・不合格に関わらず、受験者の順位及び全体の試験得点を開示すれば、受験者が試験結果の順位を知ること、配置や人事異動に関して先入観を持ち、本人の意欲やキャリアに支障をきたすおそれや、組織内でも疑念を生み、事務執行上支障をきたす状況に繋がるおそれがある。
- 3 合格基準点（合格最低点）に数点の差で不合格となる受験者も発生するが、全体の結果を見てその数点の差についての基準や合否判定の過程について様々な憶測や誤解が生じ、混乱を招いてしまう可能性が高い。また、不合格者から試験実施担当課へ個別的・主観的な意見等を寄せられることが想定され、事務が増加し、昇格試験事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがある。

合格基準点は、年度毎の全受験者の人数、平均点、次年度の係長級のポスト数等を考

慮したうえで決定しており、年度によって変動する可能性があるが、点数だけを捉えて、年度毎の点数を分析し、年度毎の受験者の傾向や優劣について憶測を立てられた場合、試験の事務に混乱を招くおそれがある。

- 4 試験各科目の得点、総合点が公になれば、各科目の配点割合が公になる。仮に、小論文の配点割合が小さいということがわかった場合、面接だけを重視しているとの誤解により、面接に自信のある受験者が小論文の試験において手を抜く等の事態が想定され、受験者の正確な能力を測ることが難しくなることや受験者に偏りが発生する可能性もある。
- 5 面接については市の職員が面接官を担当し対面で行っており、受験者は面接を受けた時点で自分の採点を担当する評定者が誰かを了知できる状態になる。その状態で面接の得点が本人に開示された場合、評定者に対する反発や誤解から職場に混乱が生じたり、職場の人間関係の悪化をまねくおそれも認められ、人事管理事務全般に支障を及ぼすおそれがある。また、受験者本人への面接の得点の開示が予定されることになれば、評定者は受験者への遠慮や気兼ねから適切な評価ができなくなる可能性がある。
- 6 昇任試験の実施については、地方公務員法第18条から第21条までの採用試験の実施についての規定を準用するとされているが、すべて同様に実施すべきであると規定されているものではない。また、採用試験と昇格試験では、受験者が組織外部の者か、組織内部の在職者かという点で性質が異なるものであるため、一様に同じ取扱いができるものではない。なお、豊中市職員採用試験において、不合格者のうち希望する者に対し本人の得点と順位を通知していることは事実であるが、合格最低点は公表していない。
- 7 係長級のポストは、条例等で定数として規定されているものではないが、職員構成の均衡を図り、適正かつ安定した組織運営を確保する目的から、職員の昇格を決定する際に当然考慮されるものである。また、係長級昇格試験の結果一覧表が存在していないという事実はない。一覧表のうち不開示部分を黒塗りにして、審査請求人の氏名や人事評価点のみを部分開示した場合であっても、表の行数や位置関係により、審査請求人の順位や全体の受験者数等、不開示とすべき情報が明らかになるおそれがあるため、全部不開示としたものである。

第六 審査会の判断

1 本件自己情報について

本件自己情報は、実施機関が令和元年度、令和2年度、令和3年度に実施した係長級昇格試験の結果である。

「令和3年度係長級昇格試験実施要領」（令和3年5月）によると、受験資格については、令和4年3月31日現在で主事在級5年以上であり、「『係長級・技能長』昇格前

研修をすべて終了している必要があること、試験科目・評価項目については、試験科目①勤務実績評価（行動評価）では行動評価シート、②小論文では意欲・理解力・考察力・論理構成力・課題認識力・文章力等、③個人面接では意欲・責任感・説明能力・理解力・マナー・指導力・積極性・協調性等が評価項目であること、試験申込手続については、所属長から受験資格を満たしている対象職員に対して「係長級昇格試験申込書」等が配布されるが、申込み自体は任意などの記載があった。

他にも、試験申込書の締切りは6月22日、小論文の締切りは7月26日、個人面接の実施は11月下旬予定、合格発表は異動内示により3月下旬という記載があった。

当審査会が、本件自己情報について実施機関に対し説明を求めたところ、各年度の係長級試験結果の不開示情報部分には、受験者の氏名コード、氏名、所属、試験科目（勤務実績評価（行動評価）、小論文、個人面接）ごとの点数、総合得点、合否などに関する情報が記載されていることがわかった。

2 条例の基本的な考え方

条例は、実施機関の保有する自己情報の開示を請求することができること及び開示請求を受けた実施機関は条例第20条各号に規定する不開示情報が含まれている場合を除き、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならないことを定めている。

そして、条例第20条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（中略）、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

条例第20条第5号エは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれ」があるものを不開示情報と規定している。

また、条例第21条は、「不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」と規定している。

3 本件自己情報に関する判断

①自己情報該当性について

本件自己情報は、審査請求人の試験結果を含むものであるから、自己情報に該当する。

②条例第20条第2号の該当性について

本件自己情報には、審査請求人以外の受験者の成績情報等が含まれているところ、当該情報は、請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第20条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

③条例第20条第5号エの該当性について

当審査会から実施機関に対して、「人事管理に関する事務」は具体的にどのような事務であるか、並びに、本件自己情報について当該事務に活用する場合があるかについて意見書の提出を求めた。その回答で、本件自己情報は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の「人事管理に関する事務」に利用されることが明らかになった。

本件自己情報が、係長級昇格試験の可否を判断するために使われるだけでなく、意見書のとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇にも利用されることは、本件自己情報の性質に照らし不合理な利用方法とはいえない。そうであるならば、受験者が昇格試験全般に対して先入観や疑念を抱くおそれも十分考えられる。

したがって、本件自己情報は、条例２０条第５号エに該当し、開示されることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、審査請求人は、自分以外の受験者の氏名、所属、職名を伏字にすることで、特定の個人を特定できない形式で公開することは可能であり、全部不開示としたことは著しく合理性を欠くと主張するが、本件自己情報については、係長級昇格試験結果の一覧表の一部をなすものであり、本件自己情報を開示することは、当該一覧表における審査請求人の順位等を明らかにすることとなるものであることから、審査請求人の主張は認められない。

以上のことから、本件自己情報は、審査請求人の自己情報に該当するものの、条例第２０条第２号及び同第５号エの不開示情報を含んでおり、本件自己情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

４ 結論

よって、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和６年（２０２４年）５月２４日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 野 隆 史

委 員 前 田 雅 子

委 員 中 園 江里人

委 員 宮 下 幾久子